

第27期報告書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

高松空港ビル株式会社

事業報告

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、積極的な金融緩和と政府の緊急経済対策などの財政政策により、景気は緩やかな回復基調を辿るとともに、消費税率引上げに伴う駆け込み需要がみられました。

航空業界におきましても、景気回復の影響や新規LCCの就航等により、国内線旅客数に回復の兆しが見られ、また、国際線旅客数も、円安、ビザの緩和等もあり、堅調な回復基調が見られました。

このような環境の中、高松空港における当期の旅客数につきましては、国内線では、羽田線の増加やジェットスター・ジャパンの成田線就航により1,456,915人（前年度比108.1%）と増加しました。路線別では羽田線が1,283,976人（前年度比104.4%）、沖縄線が115,871人（前年度比98.6%）、成田線が57,068人（皆増）となりました。

また、国際線につきましては、平成25年3月に台北線が就航したことにより、91,055人（前年度比123.4%）と増加しました。路線別では、上海線が39,066人（前年度比103.9%）、ソウル線が25,557人（前年度比88.7%）、台北線が24,138人（前年度比2021.6%）、チャーター便が2,294人（前年度比41.7%）となりました。

この結果、国内・国際線を合わせた航空旅客数は、1,547,970人（前年度比108.9%）と、昨年度に比べ126,607人増加しました。

次に、当期の業績についてみますと、営業収入につきましては、国内直営売店の閉鎖による収入減がありましたが、テナントの新規入居による収入増、免税売店の売上げ増などにより752,105千円（前期比104.3%）となりました。

一方、営業費用につきましては、減価償却費の増加はありましたが、大きな修繕費が発生しなかったことや国内直営売店閉鎖に伴う人件費の減少などにより620,903千円（前期比97.7%）となりました。

この結果、営業利益は131,201千円（前期比153.4%）、経常利益は131,362千円（前期比154.2%）となり、税引前当期純利益は、131,489千円（前期比166.2%）、これから法人税等及び法人税等調整額を加減した当期純利益は80,095千円（前期比167.5%）となりました。

②設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は137,268千円で、主なものは、新規航空会社受入施設・設備整備工事、空調用自動制御機器更新工事、LED照明交換工事などです。なお、設備投資の所要資金は、新規航空会社受入施設・設備整備資金として6,045千円の補助金の交付を受けたほかは、自己資金により充当しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 平成22年度	第 25 期 平成23年度	第 26 期 平成24年度	第 27 期 当事業年度
売 上 高 (千円)	667,041	693,580	721,201	752,105
経 常 利 益 (千円)	98,951	98,049	85,191	131,362
当 期 純 利 益 (千円)	63,165	57,541	47,820	80,095
1 株当たり当期純利益 (円)	2,105.51	1,918.06	1,594.02	2,669.86
総 資 産 (千円)	2,833,645	2,976,687	3,404,704	2,923,794
純 資 産 (千円)	1,907,238	1,964,780	2,012,600	2,092,696

(3) 対処すべき課題

平成26年度につきましては、ジェットスター・ジャパンが就航したこと、また春秋航空日本が就航を予定していることに伴い、家賃収入の増加による増収が見込まれます。一方、人材の有効活用、サービスの向上を目的として総合案内所及びラウンジ「讃岐」の運營業務を外部委託したこと等により、費用の増加が見込まれます。また、国内LCCの動向や春秋航空の関空～上海線就航により上海線の利用状況が先行き不透明なこと等不安定な要因もあり、厳しい経営状態が続くことが予想されます。

このような状況ではありますが、空港利用者の利便性、快適性の向上を図るため、トイレ改修工事や館内バリアフリー化のための諸工事を進めるなど、一層の施設・設備の改善に努めてまいります。

経営面におきましても、当社の財務内容を踏まえた諸課題を洗い出し、安定的収入の確保に向けた経営改善・強化策に取り組む一方、維持管理費用の見直し、調達方法の更なる改善、エネルギーシステムの改善等運営コストの見直しによるターミナル運営の効率化等の推進を図るなど、収支両面から経営体質の強化に努めてまいります。

また、国管理空港の経営改革においては、昨年民活空港運営法が成立し、香川県においては公共施設等運営権委託の導入に向けた検討のための調査も行われているところであり、当社としても県及び高松市とも連携しながら適切に対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主な事業内容

当社は旅客ターミナルビル及び附属棟並びに貨物ビルにおける賃貸業（家賃収入）を主としていますが、その他に諸施設の利用による収入（施設利用収入）、広告の掲出場所の提供による収入（広告収入）、直営売店等の売上げによる収入（商品売上高）及び各種役務の提供による手数料収入（受取手数料）があります。

(5) 主要な事業所

本 社 香川県高松市香南町岡1312番地7

(6) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19 (5) 名	増減なし (3名減)	51.0歳	16.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社百十四銀行	468,600千円
香川県信用農業協同組合連合会	35,600千円
株式会社香川銀行	21,200千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 50,000株
- ②発行済株式の総数 30,000株
- ③株主数 62名
- ④大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
香川県	9,333株	31.1%
高松市	5,766株	19.2%
ANAホールディングス株式会社	4,180株	13.9%
日本航空株式会社	2,786株	9.3%
株式会社日本政策投資銀行	1,240株	4.1%
株式会社百十四銀行	1,000株	3.3%
四国電力株式会社	780株	2.6%
香川県信用農業協同組合連合会	566株	1.9%
四国航空株式会社	500株	1.7%
高松商工会議所	366株	1.2%

- (注) 1. 株式数は、いずれも1株未満は切り捨てて表示しております。
2. 自己株式は所有しておりません。

(2) 会社役員の状態（平成26年3月31日現在）

取締役及び監査役の状態

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼業の状態
代表取締役社長	山下幸男	
取締役	大森敏功	総務部長
取締役	市尾伸	営業部長
取締役	大久保良市	施設企画部長
取締役	松村元起	高松商運株式会社相談役
取締役	宮武利弘	香川県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
取締役	麻生稔	四国航空株式会社代表取締役社長
取締役	中博史	高松商工会議所副会頭
取締役	西原義一	香川県政策部長
取締役	岸本泰三	高松市副市長
取締役	徳永省二	四国電力株式会社総合企画室事業企画部長
取締役	加藤昭彦	高松市市民政策局長
取締役	矢野年紀	株式会社百十四銀行代表取締役専務執行役員
取締役	篠原公七	香川県商工会連合会会長
常勤監査役	稲垣基通	
監査役	眞鍋勉	株式会社香川銀行常務取締役
監査役	高柳聖英	株式会社日本政策投資銀行四国支店長

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- ①平成25年6月26日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、取締役 臼井修、岩竹昭典の両氏は辞任により退任いたしました。
- ②平成25年6月26日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、監査役 木原茂氏は辞任により退任いたしました。
- ③平成25年6月26日開催の第26回定時株主総会において、新たに市尾伸、大久保良市の両氏は取締役に選任され就任いたしました。
- ④平成25年6月26日開催の第26回定時株主総会において、新たに高柳聖英氏は監査役に選任され就任いたしました。

2. 監査役 眞鍋勉、高柳聖英の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(3) 会計監査人の状態（平成26年3月31日現在）

氏名 公認会計士 中村秀明

3. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備については次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の適正な職務の執行を確保するための社内規定を整備し、責任の明確化、権限行使の適正化を図るとともに、法令、企業倫理（コンプライアンス）遵守に対する意識の醸成を図る。
- ②取締役は法令違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等を発見した時は、監査役会及び取締役会に報告するものとする。
- ③内部通報制度を整備し、法令等の違反行為の未然防止、再発防止を図り、法令等の遵守に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び社内規定に基づき文書等の適正な保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①各部門は業務執行に係るリスクを認識し、それぞれに関するリスクの管理責任者についての体制を整え、リスクの掌握と未然防止を図り、そのリスクの軽減に努めることとする。
- ②当社の経営に重大な影響を与えるような不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最少限にとどめるとともに、原状回復に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を定期的で開催するほか、必要に応じ臨時の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行うものとする。
- ②取締役会の決定に基づく業務の執行及び運営については、常勤取締役が原則執行責任者を兼ね、組織・権限規定に基づき実施するものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①取締役会は、監査役から要求があった場合、配置等について検討決議する。
- ②監査役補助者の配置をした場合は、当該使用人は、取締役からの独立性を確保するため、その職務の執行に関しては、取締役の指揮命令を受けないこととする。
- ③当該使用人の人事権に関する事項の決定については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は定期的な業務の執行状況報告等に加え、会社の業績等に影響を与える重要な事項、その他法令違反等の事実を発見した場合は、速やかに報告する体制を整備するものとする。
- ②監査役は、随時必要に応じ取締役等に対し、業務執行状況等について報告を求めることができるものとする。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役等との定期的に意見交換を行うことにより、適切な意思疎通を図るとともに会計監査人との情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資産の部>		<負債の部>	
流動資産	351,733	流動負債	596,886
現金及び預金	273,138	買掛金	6,536
売掛金	1,913	短期借入金	408,600
未収入金	58,745	1年以内返済予定の長期借入金	23,600
商 品	9,499	未払金	20,149
貯蔵品	2,098	未払費用	22,931
前払費用	296	未払法人税等	40,924
繰延税金資産	6,040	未払消費税等	12,893
		前受家賃	44,339
固定資産	2,572,060	預り金	12,559
有形固定資産	2,541,657	賞与引当金	4,351
建 物	1,893,670	固定負債	234,211
建物付属設備	299,727	長期借入金	93,200
構築物	152,787	預り敷金	58,112
車両運搬具	77,947	退職給付引当金	82,898
工具器具備品	115,413	負債合計	831,098
建設仮勘定	2,110		
無形固定資産	1,069	<純資産の部>	
電話加入権	351	株主資本	2,092,696
ソフトウェア	717	資本金	1,500,000
投資その他の資産	29,334	利益剰余金	592,696
繰延税金資産	29,321	その他利益剰余金	592,696
リサイクル預託金	13	繰越利益剰余金	592,696
		純資産合計	2,092,696
資産合計	2,923,794	負債及び純資産合計	2,923,794

損 益 計 算 書

平成25年4月 1日から
平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	752,105
家賃収入	502,165
商品売上高	115,652
施設利用収入	44,812
広告収入	74,530
受取手数料	14,943
売 上 原 価	78,161
売 上 総 利 益	673,943
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	542,742
営 業 利 益	131,201
営 業 外 収 益	2,035
受取利息	69
雑収入	1,966
営 業 外 費 用	1,875
支払利息	1,875
経 常 利 益	131,362
特 別 利 益	6,100
補助金収入	6,045
固定資産売却益	55
特 別 損 失	5,973
固定資産除却損	5,973
税 引 前 当 期 純 利 益	131,489
法人税、住民税及び事業税	54,355
法人税等調整額	△2,961
当 期 純 利 益	80,095

株主資本等変動計算書

〔平成25年4月 1日から
平成26年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産 合 計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合 計	
		そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
		繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	1,500,000	512,600	512,600	2,012,600	2,012,600
当期変動額					
当期純利益		80,095	80,095	80,095	80,095
当期変動額合計		80,095	80,095	80,095	80,095
当期末残高	1,500,000	592,696	592,696	2,092,696	2,092,696

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項
 - (1) 資産の評価基準および評価方法
 - たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品・・・・・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）
 - 貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産・・・定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ②無形固定資産・・・定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③長期前払費用・・・均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ①賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ②退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。
 - (4) リース取引の処理方法

平成20年3月31日以前に契約したリース物件で、所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,556,674千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	30,000	—	—	30,000
合 計	30,000	—	—	30,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年3月31日現在) (単位:千円)
(繰延税金資産)	
退職給付引当金	29,321
賞与引当金	1,539
未払事業税	3,073
未払事業所税	1,203
その他	223
繰延税金資産合計	<u>35,361</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、従来の37.75%から、35.37%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が406千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が406千円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引は、当社の事業内容に照らして重要性が乏しく、リース契約一件当たりの金額は少額であるため注記を省略しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、期日管理を行い、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、支払利息の金利は固定です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
現金及び預金	273,138	273,138	0
売掛金	1,913	1,913	0
未収入金	58,745	58,745	0
買掛金	(6,536)	(6,536)	0
未払金	(20,149)	(20,149)	0
未払費用	(22,931)	(22,931)	0
未払法人税等	(40,924)	(40,924)	0
未払消費税等	(12,893)	(12,893)	0
預り金	(12,559)	(12,559)	0
短期借入金	(408,600)	(408,600)	0
1年以内返済予定の 長期借入金	(23,600)	(24,567)	967
長期借入金	(93,200)	(89,476)	(3,723)

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金及び短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

貸借対照表計上額 (千円)	
預り敷金	58,112

賃貸物件における賃借人から預託されている預り敷金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、香川県高松市において、賃貸用の旅客ターミナルビル、附属棟及び貨物ターミナルビルを有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
2,193,284	1,716,968

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、固定資産税評価額によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の被 所有割 合 (%)	関係内容		取引の内容		取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
法人 主要 株主	香川県	香川県高松市番町四丁目1番10号	—	地方公共団体	直接 31.1 間接 0	兼任 1人	広告	営業取引	広告展示	250	未収入金	250
							資金援助	営業取引以外の取引	資金の借入	479,600	短期借入金	—
						1年以内返済予定の長期借入金					—	
	長期借入金	—										
ANAホールディングス(株)	東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター	318,789,426	航空運輸業	直接 13.9 間接 0	出向 1人	施設の賃貸等	営業取引	空港ビルの賃貸	175,161	未収入金	951	
								出向者の人件費	5,100	未払費用	425	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の借入のうち、短期借入金については、無利子、無担保で1年以内の返済となっております。

(2) 当社の賃貸については、物件の償却費等を勘案した賃料を設定しております。なお、他の航空会社にも同一の料率を設定しております。

10. 資産除去債務に関する注記

当社は、国土交通省大阪航空局が管理する国有財産に関する国有財産使用許可に基づき、当社が使用する使用許可物件（土地）の返還時に、当社が所有する旅客ターミナルビル等を撤去する原状回復義務を有しております。

しかし、旅客ターミナルビル等は、公共性の高い施設であり、当社の裁量だけでは撤去の是非や時期を決定することは難しく、現時点において資産除去債務を合理的に見積ることが困難なため、資産除去債務を計上しておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	69,756円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,669円86銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

国庫補助金等（香川県及び高松市からの補助金）により取得した資産の取得原価から控除している圧縮記帳額

建物	619,220千円
建物付属設備	364,628千円
構築物	24,515千円
車両運搬具	20,999千円
工具器具備品	7,491千円

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 20 日

高松空港ビル株式会社
取 締 役 会 御 中

公認会計士中村秀明事務所
公認会計士 中村 秀明 ㊞

私は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、高松空港ビル株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 27 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 27 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である公認会計士中村秀明の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 26 年 5 月 21 日

高松空港ビル株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 稲 垣 基 通 ㊟

社外監査役 眞 鍋 勉 ㊟

社外監査役 高 柳 聖 秀 ㊟